

今後の歯科医療サービスにおける歯科衛生士や 歯科技工士の役割を考える

大 島 克 郎

The future role of the dental hygienist and the dental technician in Japanese dental health care service

Katsuo Oshima

1. 最近行われた歯科衛生士法と歯科技工士法等 の改正について

平成26年6月25日に公布された「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）」により、歯科関係の法律として、歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）、歯科技工士法（昭和30年法律第168号）及び歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）が改正された¹⁾。これらの法改正の要点として、歯科衛生士法に関しては、同法第2条第1項に定める歯科予防処置について従前は歯科医師の直接の指導の下に行う必要があったが、「直接」が削除され、今後は常時の立会いまでは要しなくなったことが挙げられ、また一方で、歯科技工士法等に関しては、従前は都道府県知事が実施していた歯科技工士国家試験を、今後は国が実施するよう改められたことが挙げられる。

歯科衛生士法の改正においては、歯科衛生士法制定当時に第一義的な業務として位置付けられて

いた歯科予防処置について、現状との整合性を踏まえ、業務実施体制の見直しを図ったものであり、たとえば、市町村保健センター等で実施しているフッ化物塗布に関する業務等においては、その効率性が図られるようになったであろうことが推察できる。また、歯科技工士法等の改正については、従前では、暫定措置として都道府県知事が実施主体となり行っていた歯科技工士国家試験について、CAD/CAMやインプラント等の高度な技術に関する試験問題にも対応できるよう、全国統一化を図ったものであり、まさに厚生労働大臣免許に相応しい試験形態になったと言える。

近年のわが国の歯科保健医療を取り巻く環境は、歯科保健水準の向上や歯科医療技術の急速な進歩等、大きな変革の時を迎えている。今回の歯科衛生士法と歯科技工士法等の改正は、こうした環境変化の中で、より現場のニーズに沿った対応という点において共通していると捉えることができる。

2. 歯科医療サービスの必要性および必要量の捉え方

急速な少子高齢化の進展に伴い、いわゆる団塊世代が後期高齢者となる2025年には、75歳以上人口の割合が18%を超えると予測され、医療・介護等の需要がさらに増加することが見込まれており、厚生労働省をはじめとした各関係省庁においては、この対策が喫緊の課題となっている。今回

【著者連絡先】

〒102-0071 東京都千代田区富士見2-3-16
日本歯科大学東京短期大学
大島克郎
TEL：03-3265-8815 FAX：03-3265-8928
E-mail：oshima@tky.ndu.ac.jp

行われた医療・介護の改革についても、こうした状況を見据え、高度急性期から在宅医療・介護までの一連のサービスを地域において総合的に確保することで、適切な医療・介護サービスの提供体制を実現し、住み慣れた地域での継続的な生活を可能とすることを目的としている。

こうした超高齢社会による地域包括化の流れを受け、歯科医療サービスの提供体制においても同様に、地域住民のニーズに沿った新たな展開が求められている。最近、中央社会保険医療協議会や歯科医師の資質向上等に関する検討会等の厚生労働省が実施している会議において、厚生労働省が提出している資料として、歯科医療サービスの提供体制の変化と今後の展望について示した概念図をよく目にする^{2, 3)}。これは歯科診療所の将来的な機能をイメージしたものであり、近年の歯科保健医療を取り巻く状況の変化の中で、2025年にはどのような歯科医療提供体制が構築されているかということを示したものである。すなわち、かつての歯科医療サービスの提供体制は、う蝕処置や補綴治療等、歯の形態回復を主体とし、各医療機関が個別に対応する医療機関完結型が中心であったが、今後は、歯の形態回復に加え、口腔機能の維持・回復の視点も含めたサービスに力点を置き、各関係機関が横断的な連携を保ち、地域完結型医療の中での役割を強化していくことの必要性を示唆している。もちろんこれは概念的な内容ではあるものの、行政側が将来展望を提示したケースとしては興味深い。

こうした中で、今後の歯科医療サービスの中での歯科衛生士や歯科技工士の役割において、何が必要とされるのか等について考えていかなければならない。歯科分野における保健・医療・介護の需要とニーズについては、平成21年厚生労働科学研究「歯科疾患等の需要予測および患者等の需要に基づく適正な歯科医師数に関する研究」⁴⁾において、その概念を整理し、歯科疾患の需要予測および患者等の需要に基づく適正な歯科医師数に関する研究の概念枠組みを示している。具体的には、Bradshawの分類に基づき、歯科に関するニーズ

と需要の概念を、normative needs（歯科医師等専門家による判断・診断に基づくニーズ）、felt needs（本人の意思・自覚症状・困りごとに基づくニーズ）、expressed needs（歯科受療行動・受診行動）に分け、これを階層的に示すとともに、利用可能な公表データや係数の設定を示している。

歯科医師数等の歯科医療サービスの必要数や必要量については、口腔疾患量や口腔保健状態に基づいて算出されるものであり、同報告書においては種々のデータ分析を行っているが、歯科衛生士や歯科技工士についても、この考えに基づき一定量のニーズを見ることが可能であると考えられる。

3. これからの歯科衛生士と歯科技工士の役割とは

歯科衛生士や歯科技工士の離職や復職等については、以前から様々な方面で話題に挙がっている。地域医療介護総合確保基金の創設等により、全国で様々な歯科に関する取組が行われているが、この中には、歯科衛生士や歯科技工士に関する復職支援に関する事業が散見される。もちろん、歯科衛生士や歯科技工士の離職状況の正確な数値を把握したり、離職理由等を一元的に議論したりすることは困難であるが、安定供給という観点から、常に大きな課題になり得ることには変わりはない。

全ての国民が生涯を通じて適切かつ効果的な歯科医療サービスを受けるためには、歯科口腔保健に関係する様々な者が、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携して取組を進めていく必要がある。歯科口腔保健の推進に関する法律第4条においては、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士等の歯科医療等業務に従事する者に対して、①歯科口腔保健に資するよう、医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うこと、②国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力すること、の2つの取組を努力義務として規定している。すなわち、これらの歯科

医療関係者については、その専門的知識等から重要なプレイヤーと位置付け、広く歯科口腔保健の推進に努めることが期待されている。

これからの超高齢社会を考慮して、健康寿命の延伸や健康の質を向上するためにも、疾病予防を重視した保健医療体系の転換は一層重要となってくるものであると考え。筆者は現在、歯科衛生士や歯科技工士を養成する教育機関に所属しているが、このような社会環境の変化を絶えず注視するとともに、国民に対して、適切な歯科医療サービスを提供できる人材を輩出していく観点からも、彼らがどのような役割を果たすことができるのかということについて、常に検討していきたいと考えている。

文 献

- 1) 独立行政法人印刷局：地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律，官報，平成26年6月25日，141（号外）：23-52.
- 2) 厚生労働省：中央社会保険医療協議会 総会（第314回），歯科医療（その2）について，<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12404000-Hokenkyoku-Iryouka/0000104686.pdf>（平成27年12月1日アクセス）
- 3) 厚生労働省：歯科医師の資質向上等に関する検討会（第1回），資料4，<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10801000-Iseikyoku-Soumuka/0000071229.pdf>（平成27年12月1日アクセス）
- 4) 深井獲博，安藤雄一：歯科分野における保健・医療・介護の需要とニーズの概念，厚生労働科学研究 歯科疾患等の需要予測および患者等の需要に基づく適正な歯科医師数に関する研究 平成21年度総括・分担研究報告書（H21-医療－一般－015）（研究代表者安藤雄一），平成22年5月.